



登録ボイラー実技講習機関の業務廃止について

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 19 条の 24 の 39 により、下記登録ボイラー実技講習機関から届出があったので、労働安全衛生法及びこれに基づく命令にかかる登録及び指定に関する省令第 19 条の 24 の 46 の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

1. 登録講習機関名 市原職業能力訓練センター
2. 登録講習機関の所在地 市原市磯ヶ谷 11-1
3. 代表者の職氏名 センター長 吉川 英生
4. 業務廃止年月日 令和 8 年 6 月 1 日
5. 業務を廃止にした業務の範囲
ボイラー実技講習（千登録第 4 号）

令和 8 年 9 月 4 日

千葉労働局長

